

国家知識産権局による「専利代理信用評価管理弁法（試行）」

の印刷・配布に関する通知

公布日：2023年4月11日

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団の知識産権局、四川省知的財産権サービス促進センター、各地方の関連のセンター、中華全国専利代理師協会、各関連組織へ

ここに「専利代理信用評価管理弁法（試行）」を印刷・配布するので、真摯にかつ徹底して執行すること。本弁法の実施後も、依然として新たな専利代理業務の請負停止命令を受けた処罰期間内にある専利代理機構及び専利代理師は、本弁法に定める規則に従い信用スコアを算定する。

特にここに通知する。

国家知識産権局
2023年3月31日

専利代理信用評価管理弁法 (試行)

第一章 総則

第一条 中国共産党中央委員会、国務院が印刷・配布した「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」及び国務院が印刷・配布した「『第14次5か年計画』知的財産権保護及び運用計画」の意思決定・手配を踏み込んで徹底して実行し、専利代理の等級区分・分類による信用状況に対する監督管理を強化し、専利代理機構、専利代理師の法による信義則に基づく業務執行を促進し、専利代理業界の秩序を維持するために、「中華人民共和國専利法」、「専利代理条例」等の法律・法規、及び「国務院弁公庁による信用失墜制約制度をさらに整備し、信頼確立のための長期的効果の仕組みを構築することに関する指導意見」、「国務院弁公庁による社会信用体系の構築の推進を加速し、信用を基盤とする新型の監督管理の仕組みを構築することに関する指導意見」等の文書に基づき、本弁法を制定する。

第二条 専利代理信用評価とは、専利代理機構、専利代理師が従事する専利代理サービスの業務執行における信用状況に対して知的財産権管理部門が採点及び等級評価を行うことをいう。

第三条 国家知識産権局は全国の専利代理信用評価管理業務を主管する。省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は当行政区域内の専利代理信用評価業務の手配及び実施を担当する。

国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は専利代理信用評価管理業務を共同で実施し、情報共有を実現する。

第四条 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は社会信用体系の構築の需要に基づき、関連の業界主管部門及び専利代理業界協会等の業界組織との業務連絡制度及び情報交換制度を構築し、専利代理信用評価の仕組みを整備し、関連の信用情報を配布し、部門の情報共有、部門の共同の信用重視に対する奨励と信用失墜に対する懲戒を推進する。

第二章 信用等級評価

第五条 専利代理機構及び専利代理師の信用等級は高い方から順に「A」、「B」、「C」、「D」級に区分し、採点状況に従い評価する。満点は100点とし、マイナス情報に基づき減点する。マイナス情報は経営又は業務執行行為が規範的でない、機構の経営が異常な状況にある、行政罰又は刑事罰を受ける、業界の懲戒等の状況を含むものとする。等級基準は次の各号に掲げる内容とする。

- (一) A級は信用スコア90点以上100点以下とする。
- (二) B級は信用スコア80点以上90点未満とする。
- (三) C級は信用スコア60点以上80未満とする。
- (四) D級は信用スコア60点未満とする。

栄誉奨励、社会貢献等に基づき、追加の加点項目を適切に設定し、かつ「A+」等級を増設し、等級基準は100点を超えた場合とする。

第六条 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は「専利代理機構信用評価指標体系及び評価規則」及び「専利代理師信用評価指標体系及び評価規則」に従い、書面の証明資料に基づき、専利代理機構、専利代理師に対して信用スコアを算定し、専利代理機構及び専利代理師の信用等級を決定する。全国的な専利代理業界組織が生成した信用情報は国家知識産権局に集約し、統一的に信用スコアを算定し、地方の専利代理業界組織が生成した信用情報は業界組織の所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門に集約し、統一的に信用スコアを算定する。

専利代理評価のための信用情報の収集、信用スコアの算定、等級の確定、結果の公示は専利代理管理システムを通じて行う。

第七条 専利代理信用情報は専利代理管理システムを利用し、次の各号に掲げるチャネルから収集する。

- (一) 国家知識産権局及び地方の知的財産権管理部門が行政管理過程において生成した情報、及び専利代理監督管理業務において生成した情報
- (二) 各専利代理業界組織が日常業務において生成した情報
- (三) 専利代理機構及び専利代理師が報告した情報
- (四) その他の業界主管部門及び業界協会が公開した情報、並びに専利代理機構及び専利代理師の信用状況を反映することができるその他の情報

専利代理機構が区域を越えて実施する業務の情報、及び支部機構の関連の信用情報は、業務実施地又は支部機構の所在地で収集し、機構の所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門に集約する。

第八条 専利代理機構、専利代理師の信用スコア及び等級は動的管理を実施し、国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は信用変更情報を受け取ってから7営業日以内に信用スコア及び信用等級を更新する。別段の定めがある場合を除き、信用スコアは関連事由による減点又は加点から満12か月が経過した後に、減点又は加点された点数はゼロになり、これにより信用等級に変化が生じた場合には、これに伴い更新する。

第三章 信用情報の公示、照会、異議及び信用回復

第九条 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は政府公式ウェブサイト、専利業務オンライン処理プラットフォーム、専利手続き代行事務所、知的財産権業務受理窓口等の場所で専利代理機構の信用等級を公示することができる。

国家知識産権局は専利代理管理システムを通じて専利代理信用情報照会サービスを提供する。一般大衆は専利代理機構及び専利代理師の信用等級を照会することができる。専利代理機構は自機構の信用スコアの明細及び自機構に在籍する専利代理師の信用等級を照会することができる。専利代理師は自己の信用スコアの明細を照会することができる。

第十条 専利代理機構及び専利代理師は信用等級及び採点に異議がある場合には、専利代理管理システムを通じて所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門に検証を申請し、かつ関連資料又は証明資料を提供することができる。省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は申請を受け取った日から 15 営業日以内に異議申請に対して検証を完了させ、異議を提出した申請者に検証結果、理由を告知する。異議請求が支持を得た場合には、信用スコア及び等級を回復し、異議期間の信用スコア及び等級は信用評価結果の運用に影響しないものとする。

第十一条 専利代理機構及び専利代理師は信用スコアの減点から満 6 か月が経過した後に、関連の義務を履行して関連の行為を是正し、かつすでに是正が完了した場合には、専利代理管理システムを通じて所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門に関連資料又は証明資料を提供し、信用回復を申請することができる。省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は申請を受け取った日から 15 営業日以内に回復申請に対して審査を行い、回復申請の申請者に審査結果、理由を告知する。回復申請が承認された場合には、減点された点数は算入しないものとする。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、信用回復を行わない。

(一) 前回の信用回復時点から 12 か月が経過していない場合。

(二) 信用回復の申請過程において虚偽行為、故意による事実隠蔽等の行為が存在する場合。

(三) 法律、行政法規及び中国共産党中央委員会、国务院の政策文書に回復不可である旨の明確な規定がある場合。

前項第(二)号の事由が存在する場合には、発覚した日から 2 年以内は信用回復を再度申請してはならず、信用スコアの減点期間を改めて計算する。

第十二条 専利代理機構及び専利代理師は国家知識産権局が下した信用スコアの算定結果に対して異議を提出し、又は信用回復を申請する場合には、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門が統一的に受理し、かつ専利代理管理システムを通じて国家知識産権局に報告し、審査を申請する。関連の審査結果、理由は所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門が申請者への告知を担当する。

第四章 結果の運用

第十三条 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は専利代理信用管理の連動の仕組みを構築し、専利代理機構及び専利代理師の信用状況に基づき、種類別のサービス提供及び監督管理を実施する。

第十四条 「A+」、「A」級の専利代理機構及び専利代理師に対して、国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は日常検査回数を削減し、関連の行政審査承認等の業務において該当者に利便的サービスを提供し、財政的資金プロジェクトの申請、関連の利便的措置の届出審査において優先的に受理、審査を行う。

第十五条 「B」級の専利代理機構及び専利代理師に対して、国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は、通常の監督管理を実施し、適切な時期に業務指導を行い、かつ信用等級の変化に応じて、相応の奨励及び種類別の監督管理措置を実施する。

第十六条 「C」級の専利代理機構及び専利代理師に対して、国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は重点検査対象とみなし、検査回数を増加し、業務指導及び政策広報を行う。財政的資金プロジェクトの申請、関連の利便的措置の届出審査において厳格に受理、審査を行う。

第十七条 「D」級の専利代理機構及び専利代理師に対して、国家知識産権局及び地方の知的財産権管理部門、並びに各種専利代理協会、知的財産権サービス業協会は分類管理を実行し、重点監督管理対象とみなし、検査回数を増加し、法により厳格な監督管理を行い、告知承諾制等の利便的措置の適用を制限し、各種優遇政策、財政的資金プロジェクトの申請、関連の利便的措置の届出審査、優秀者の選出・先駆者の選出・評定・表彰、各種活動の参加組織のふるい分け、訴訟代理人の推薦、関連の専門家及び人材の推薦において協調的な制限を行う。

第五章 附 則

第十八条 省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務を管理する部門は本弁法に基づき具体的な実施弁法を制定することができる。

第十九条 本弁法は国家知識産権局が解釈を担当する。

第二十条 本弁法は2023年5月1日から試行する。

- 付属文書：1. 専利代理機構信用評価指標体系及び評価規則
2. 専利代理師信用評価指標体系及び評価規則

出所：2023年4月11日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/11/art_527_183534.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。